

午後2時00分 開会

議長 ただいまの出席委員は12人中12名です。定足数に達しております。第9回新城市農業委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。

5番委員

6番委員 をお願いします。

次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第39号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第39議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転9件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は20年で、年間従事予定日数は250日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は7,381㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・子・子の妻がおり、農作業歴は50年・50年・25年・10年、年間従事予定日数はそれぞれ300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で15分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は39,403.59㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

譲渡法人は、令和2年に設立された株式会社で、令和4年1月に農林水産大臣による農業改善計画の認定を受けています。役員は取締役の1名で、その他労働力としては臨時雇用2名及び下請け会社2社を予定しています。農作業歴10年、年間従事予定日数は200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は支店のある■■■から自動車で40分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は60,039㎡です。権利取得後は、キクラゲの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

本申請の代表者は、大学で菌類の研究をしており、栽培についての知識があることや、既に他県のほ場でも営農型太陽光パネルの下で作付けが出来ているようですので、作付けには問題ないと考えます。

本申請地は全て、営農型太陽光発電設備を設置する予定ですが、万が一発電設備を設置できない事態が起きても、作付け品目を変えて、協力会社と共に耕作をする予定です。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番

生前贈与のため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・夫がおり、農作業歴はともに30年、年間従事予定日数はともに150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車です。取得後の経営予定面積は1,941㎡です。権利取得後は、野菜・梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、経営者・社員2名がおり、農作業歴は11年・26年・23年、年間従事予定日数は200日・300日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は会社所在地から自動車です。取得後の経営予定面積は15,061.06㎡です。権利取得後は、ブルーベリーの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・息子・孫がおり、農作業歴はともに60年・10年・3年、年間従事予定日数は100日・30日・30日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩です。取得後の経営予定面積は7,075㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴はともに30年、年間従事予定日数は100日・50日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩です。取得後の経営予定面積は10,806.99㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴はともに3年、年間従事予定日数は260日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を導入予定です。申請者は新都市に移住予定であり、移住予定地から徒歩です。取得後の経営予定面積は2,570㎡です。権利取得後は、水稻・野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号9番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・母がおり、農作業歴は38年・60年、年間従事予定日数は200日・180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請者は耕作者の自宅から徒歩です。取得後の経営予定面積は11,750㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

	<p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から9番について、許可することを原案といたします。 第39号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
9番委員	<p>3番の株式会社■■■■ですが、太陽光発電の下できくらげを栽培予定です。もし、きくらげができない場合でも別の作物を栽培し、農業法人としてやっていくとのことを事前審査会にて確認しております。 また、5番のブルーベリーの作付けですが、人手不足で現在はできない状態ですが、今後人員を増やしていくとのことです。</p>
議 長	<p>その他補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
2番委員	<p>3番の会社は1か月前にも申請があった会社ですが、農地を確保をして太陽光を始め、もし太陽光ではなくても農地は耕作してくれるとのことですね。 今回の農地は農振農用地ですか？また営農型太陽光であるのか？ 6万ヘクタールはどこまでの面積を指すのか。 きくらげは前例がなくどれくらいの栽培基準なのかをはっきりさせておきたいので、この会社での栽培計画、収支計画をしっかりと提出してもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>農振農用地であります。営農型太陽光です。 ■■■市や■■■市、■■■市、前回許可した本市内のすべて面積を合わせて6万ヘクタールです。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第39号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>つづいて、第40号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第40号議案について説明させていただきます。 転用3件です。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 当該地は昭和25年頃から駐車場用地として利用されておりました。平成30年に現在の申請者が相続し、土地の管理を行っていましたが、今般地目が農地であることがわかり、現況と地目を是正すべく申請するものです。以前より農地以外の用途利用をしていたことに対する始末書が添付されています。 農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準について、是正のための申請であり、駐車場用地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。</p>

受人は、申請地隣接地宅地に新たな住宅を建築するにあたり、土地の調査をしたところ、農業用倉庫の一部が農地に越境していることが判明し、申請地を含め新たに建築する農家住宅の敷地として利用するために申請を行うものです。一部越境していたことに対する始末書が添付されております。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われまます。

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、昭和63年亡き夫が申請地隣接地に車庫を建築し、車庫への自動車進入路として当該地を使用しておりましたが、令和3年に相続で取得しましたが、農地転用の手続きが未了であったため、始末書を添付して是正するものです。

農地区分は、お手元の農地区分表の、第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準について、是正のための申請であり、進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

以上、第40号議案3件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。  
議案の説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長

その他、補足等ございませんか。

議 長

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。  
第40号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

議 長

つづいて、第41号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

41号議案について説明させていただきます。  
所有権移転11件、使用貸借権設定3件、賃借権設定2件です。  
申請番号1件から3番について、同一事業者による同一事由の転用申請であるため一括で説明をさせていただきます。  
申請番号1番から3番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■に本店を置く、再生可能エネルギーによる発電事業を主とする法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、土地の管理困難となった地権者たちと売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、いずれの農地も区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、3件とも全額自己資金でまかなう計画で、計画

図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、周囲を小堤で囲い、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。  
これらは、地元説明会を実施済で、担当課宛に説明会報告書を提出済となります。

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は、妻と子ども2人の家族4人で生活しています。現在は妻の実家にて暮らしておりますが、子どもの成長に伴い、持ち家の検討をしています。夫婦には自己所有地がなく、適地を探していたところ、実父より所有する一部の農地を宅地用地として貸してもよいという提案があり、申請地に分家住宅を建築するものです。農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。  
次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■市に本店をおく、生コンクリート製造販売業を主とする法人ですが、様々な事業を展開し、申請地付近にてゴルフ練習場を経営しております。現在確保している駐車場が手狭となり、現況を改善するべく当該地に駐車場を新設するものものです。農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。  
次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件は、令和5年6月案件にて、この土地自体の雑種地転用は立地・一般基準を全て満たしていたので、定例会にて許可相当意見として愛知県へ上申しましたが、保留措置がなされました。令和6年4月に■■■区との協定が締結され、その中で当初の土地利用計画より変更が生じたために、昨年度の申請を取り下げ、現況にそった計画内容にて再度申請するものです。

受人は、■■■にて再生可能エネルギーによる発電事業を主とする法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、土地の管理困難となった地権者と売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。農地区分は、いずれの農地も区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。  
次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、周囲を素掘り側溝で囲い、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。  
こちらは、地元説明会を実施済で、担当課宛に説明会報告書を提出済となります。

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■に本店をおく、再生可能エネルギーによる発電事業を主とする法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、土地の管理困難となった地権者と売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。農地区分は、いずれの農地も区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、周囲を小堤で囲い、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

これらは、地元説明会を実施済で、担当課宛に説明会報告書を提出済となります。

申請番号8件から12番について、同一事業者による同一事由の転用申請であるため一括で説明をさせていただきます。

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■市に本店をおく、再生可能エネルギーによる発電事業を主とする法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、土地の管理困難となったそれぞれの地権者と売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、いずれの農地も区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、素掘りの溝を設けたり、畔板で囲う等、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

これらは、地元説明会を実施済で、担当課宛に説明会報告書を提出済となります。

申請番号13番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、家族3人で■■■市で借家生活をしており、借家生活の改善と生計確保のため、住宅・倉庫を建築し生活基盤の確保を図ります。また、申請地8-1には平成29年より一部店舗として利用しており、併せて是正を図ります。

貸人は、借人の父であり、娘夫婦の希望に応え生活基盤の確保に協力します。店舗・物置は、以前から建築されており、農地法手続きが未了であったため、是正するものです。

農地区分は、お手元の農地区分表の、第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます

申請番号14番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、■■■■■■■■■■施設の薪ボイラーに供給する薪を生産しております、現在使用している資材置場に資材が置ききれなくなってきており、新たな資材置場が必要ででした。

貸人より、土地を借りる話がまとまり、申請するものです。

なお貸人より以前から資材置場として使用していたため、始末書が添付されたあります。

農地区分は、お手元の農地区分表の、第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます

申請番号15番。申請者、申請地記載のとおり

この案件はも転用面積が3,000㎡を超えるため、愛知県農業会議の諮問案件となります。

借人は、■■■市に本店をおく、土木工事業を主とする法人です。■■■県における工事残土の運搬先を探していたところ、所有農地が道路より低いいため、かさ上げしたいと貸人と埋立について双方合意に至り申請するものです。

農地区分は、お手元の農地区分表の農業振興地域内農用地と判断しました。「一時的な利用に供する」に該当しますので、農用地の許可基準を満たします。

	<p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます</p> <p>申請番号16番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件はも転用面積が3,000㎡を超えるため、愛知県農業会議の諮問案件となります。借人は、本市にて土木・建設工事を主とする法人です。建設資材の在庫が増加し、手狭となったため、作業効率を向上させるために新たに資材置場を設置するものです。農地区分について、すべての農地が、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。本件は、農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。雨水排水についてですが、雨水は敷地内浸透を予定しており、排水方法・日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第41号議案16件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。</p>
事務局	<p>議案書に一部訂正があります。15番面積が1984㎡と記載されておりますが、3421㎡に訂正します。申し訳ございませんでした。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
2番委員	<p>6番ですが、しばらく保留になっていたそうですが埋蔵文化財の届出済みとは何かの遺跡のため調査のためだったのですか？</p>
事務局	<p>この土地は■■■■■■■■であり、遺跡の発掘の調査が指定されている区域です。愛知県が許可権者で愛知県がこの案件を保留にしていたためです。 届出が必要になる場所であり、届出は提出されています。</p>
議長	<p>そのほかご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第41号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(賛成多数) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第42号議案の、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第42号議案について説明させていただきます。改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定9件、賃借権設定4件であり、そのうち7件が新規設定です。</p> <p>(議案書のとおり説明) 以上、番号1番から13番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たして</p>

	<p>いると考えられますので、第42号議案につきましては適当であることを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第42号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします</p>
議 長	<p>つづいて、43号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第43号議案についてご説明いたします。 議案書19ページをお開きください。農用地編入と除外がそれぞれ1件ございます。 20ページをご覧ください。合わせて、別添の農用地地区の位置図資料とご覧下さい。</p>
事務局	<p>番号1番、別添図版は1ページからになります。 申し出者申し出地は記載のとおり。この案件は、県営農地中間管理機構関連農地整備事業としまして、既存の農用地を含めた11ヘクタールに及ぶほ場整備を行うにあたり、新たに約3.7ヘクタールを農用地として編入するものになります。 参考として、別添図版の2頁に対象地全域の既存農用地と編入区域等を示したものを、3頁以降に各位置図を拡大したものを添付しております。</p>
事務局	<p>続きまして、番号2番、別添図版は8ページからになります。 申出者、申出地記載のとおり。この案件は、■■■■■地内の畑1,061㎡を会社の資材置場兼駐車場として整備するものです。 申出者は建設業と廃棄物の収集運搬業を営んでおり、借地にて車両と資材を保管しておりますが、建設資材の取扱いも増えてきており、早急に資材置場兼駐車場を確保する必要性が生じました。防犯上の問題も懸念されるため、経営主が所有する自宅周辺の土地にて申出がされております。 土地選定については、別添資料の11頁をご覧ください。 申出地は集落に接続し、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p>
事務局	<p>以上、第43号議案については、編入及び除外について適当とするを原案といたします。 第43号議案の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>



議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします
議 長	はじめに、第 44 号議案の農業委員会等に関する法律第 38 条の規定令和 7 年度の愛知県の施策の展開に向けて予算措置及び農業者支援の更なる充実を求める意見の決定についてを上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 44 号議案についてご説明いたします。  議案書 22 ページをお開きください。 こちらは、農業委員会等に関する法律第 38 条の規程により愛知県に対し、令和 7 年度の予算措置及び農業者支援の充実を求める意見について、その内容及び意見書の提出について決定いただくものになります。 先月の総会にて、意見書案を提示させて頂きましたが、改めて簡単にご説明をさせていただきます。 今回の意見の提出については、東三河 5 市の農業委員会から、同様の意見書を愛知県に提出してはどうかという提案が田原市からございました。 内容としましては、これまで市の集積計画に基づく農地の売買であれば、譲渡所得 800 万円までが特別に控除される制度となっておりますが、農業経営基盤強化促進法等の改正により、遅くとも令和 7 年度より、愛知県が指定する農地中間管理機構が定める集積等促進計画に基づいたものでないと控除の対象となくなってしまうと見込んでおります。 現状、愛知県が指定する農地中間管理機構では、利用権設定は実施することですが、農用地等の買い入れや売り渡しを行う意向がないとのことであり、東三河 5 市では、毎年 100 件を超える集積計画による所有権移転の実績があることから、効率的かつ効果的な農地等の利用が推進されるよう農地中間管理機構による買い入れや売り渡しについて行うよう、愛知県に必要な措置を講じるよう意見するものです。 なお、近隣他県では、買い入れや売り渡しについて実施もしくは準備中とのことと見込んでおります。  第 44 号議案の説明は以上となります。
議 長	事務局の説明が終わりました。 発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。  お願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書のとおり説明。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
2 番委員	農地法第 3 条の届出の 1 番と 18 番は同一ではありませんか？
事務局	申し訳ありません。重複しておりましたので 18 番削除でお願いします。
議 長	以上をもちまして、第 9 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。